

全日本吹奏楽コンクール四国支部大会B部門実施規定

(総 則)

- 第1条 このコンクールは、四国内における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とする。
- 第2条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年8月に実施する。
- 第3条 実施会場は、その年ごとに四国吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および参加人員)

- 第5条 実施部門は次の通りにし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。
(1) 中学校B部門 (2) 高等学校B部門
- 第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。
(1) 中学校B部門……………20名以内
(2) 高等学校B部門……………20名以内
2 このコンクールには、上記の参加人員を超えて出場することはできない。また、県コンクールの申込人員を超えることはできない。
3 指揮者はこの人員に含まれない。

(資 格)

- 第7条 各部門の参加資格は、次の通りとする。
(1) 中学校B部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している中学校の生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）に限る。
ただし、同一経営の学園内の小学校児童の参加は、認める。
(2) 高等学校B部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している中、高等学校の生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）に限る。
ただし、同一経営の学園内の小学校児童、中学校生徒の参加は、認める。
- 第8条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第9条 指揮者の資格は制限しない。また、曲ごとに指揮者が替わることも認める。
- 第10条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

(演奏曲)

- 第11条 演奏曲は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）を主体とした編成とする。電子楽器等は楽譜に指定されている場合は使用してもかまわない。
2 前項の規定に関わらず、エレキ・ベースの使用は認める。

3 マイクの使用は認めない。

第12条 演奏曲は、任意の曲（複数可）とする。

第13条 この大会で演奏する曲は、県大会で演奏したものであること。

第14条 著作権の存在する楽曲（ポップスを含む）を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。

（注）1）作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

2）編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。

（演奏時間）

第15条 演奏時間は、任意の曲（複数可）を8分以内で演奏する。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第17条 部門順序は毎年理事会において決定する。ただし出演順序は、その年度の第一事業部会において決定する。

（審査および表彰）

第18条 このコンクールの審査員は各県理事長が候補者（四国外の専門家）を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。

審査員の数は原則として7名とする。

審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール四国支部大会B部門審査内規による。

第19条 表彰は各部門ごとに次の通りとする。

金賞・銀賞・銅賞の各賞とし、最高位の団体は、最優秀賞とする。

（四国支部大会への各県からの参加数）

第20条 四国支部大会への各県出場団体数は、次の通りとする。

参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。

ただし、同一校からの支部大会出場はA B両部門合わせて1団体とする。

部 門	愛 媛	香 川	高 知	徳 島	合 計
中学校B	3	3	3	3	12
高等学校B	1	1	1	1	4
合 計	4	4	4	4	16

第21条 本大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

第22条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第23条 各部門の出場団体は、参加分担金として30,000円を支払う。

(その他)

第24条 本大会の役員は原則として次の通りとする。

名誉大会長・・・県知事、教育長等
大会長・・・・・・理事長
副大会長・・・・・・各県理事長、朝日新聞社
大会顧問・・・・・・名誉会員・顧問・相談役・監事
運営委員長・・・・・・(主管県よりの推薦)
運営委員・・・・・・各県第一事業部長
実行委員長・・・・・・(主管県より推薦)
実行委員・・・・・・(主管県より推薦)
大会事務局・・・・・・事務局長・主管県事務局長

第25条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会役員は、その年度ごとに主管県の推薦により、理事長が委嘱する。

第26条 実行委員長は、担当理事長（主管県理事長）および事務局長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第27条 このコンクールの運営経費は、次によってまかなわれる。

- (1) 全日本吹奏楽連盟補助金
- (2) 参加分担金・・・・・・参加団体より
- (3) 入場料
- (4) その他・・・・・・広告料、撮影・録画・録音権料など

第28条 会場内で演奏及び審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為（写真撮影、録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第29条 このコンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第30条 出場申し込みをした団体の指揮者（代理を認める）は、実行委員会の定める代表者打ち合わせ会議に出席しなければならない。

第31条 その他全日本吹奏楽コンクール四国支部大会開催上の細目については、実行委員会において定める。

第32条 この規定は、全日本吹奏楽コンクール規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第33条 この規定は、平成11年4月29日より実施する。

※平成13年4月29日の総会にて第18条を改定する。

※平成32年4月29日の総会にて第1、6、11、19、20条を改定する。

※平成29年4月29日の総会にて第6条を改定する。

※平成30年4月29日の総会にて第7、10、11、18、20、21～33条を改定する。

※令和2年4月29日の総会にて第14条を改定する。

※令和4年4月29日の総会にて第20条を改定する。